

兵庫県内在住の保護者の皆様へ（県内の県立または市立高等学校等に在学する生徒の方向け）

家計急変分

令和8年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・保護者が失職するなど家計急変により収入が減少し、急変後の世帯年収が支給対象世帯に相当すると認められる世帯に対する支援制度です。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした返還不要の給付制度で、年1回支給されます。
- ・授業料の納付が不要となる「高等学校等就学支援金」とは別に申請が必要です。
- ・7月1日時点の状況により通常分の給付を受けたが、7月2日以降に家計急変し、より高い給付額の世帯となった場合は、家計急変にかかる給付額から通常分で支給された給付額のうち家計急変による申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を差し引いた額を追加で給付します。

申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・申請日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていないこと（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していないこと

対象世帯（以下①～③のいずれかに該当する世帯）

家計急変による経済的理由から、以下のいずれかに相当すると認められる世帯

①保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯

②保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額（以下、所得割合算額）が100円以上105,500円未満相当の世帯

※年収目安270万円以上380万円未満相当の世帯

③保護者等全員の所得割合算額が105,500円以上182,500円未満相当の世帯

※年収目安380万円以上490万円未満相当の世帯

※なお、生徒の国籍・在留資格等により対象世帯が異なります。

※提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します。

（参考）

- ・①道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯の例

2人世帯	2,044,000円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,216,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満	6人世帯	3,704,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満	7人世帯	4,140,000円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

- ・②または③の世帯に該当する場合は、住民税の計算方法により、年収見込額等をもとに所得割額に相当する額を算出し判断します。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、かつ学校の定める日までに申請した場合

高校生等の範囲	区分	給付対象世帯及び給付額		
		給付対象世帯	給付額	
			全日制・定時制	通信制
新制度	①	住民税非課税世帯	143,700円	50,500円
	②	年収270～380万円相当の世帯	47,900円	16,830円
	③	年収380～490万円相当の世帯	35,930円	12,630円
旧制度	①	住民税非課税世帯	143,700円	50,500円

- ・7月2日以降に家計が急変し、申請した場合

申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制）

143,700円×6月（10～3月）／12月＝71,850円

- ・ 7月1日時点での状況により年収380～490万円相当の世帯として支給を受けたが、9月に住民税非課税世帯に相当する世帯へ家計が急変し、申請した場合

【例】9月2日に申請した場合（全日制）

（家計急変による給付額）

143,700円×6月（10～3月）／12月＝71,850円

（7月1日現在の状況により支給された給付額）

35,930円×6月（10～3月）／12月＝17,965円

71,850円－17,965円＝53,885円

※新制度対象者とは、日本国籍を有する者のほか、特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者（日本に永住意思がある者）・家族滞在者（小中学校卒業後、日本で就労して定着する意思がある者）のいずれかに該当する人をいいます。

※該当区分（新制度・旧制度）がご不明な場合は、在学先の学校へ確認してください。

申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

○新制度対象者

スマートフォンやパソコンからオンライン申請が可能です。申請期限までにオンライン申請システムにより申請手続きを行ってください。

①学校から配付済みのオンライン申請システムログイン用IDとPWを用意します。

②「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインします。

<兵庫県就学支援制度オンライン申請システムはこちら>

<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>



③入力フォームに必要事項の入力等を行いデータ送信してください。

※オンライン申請が困難な場合は、申請書による提出も可能です。在学先の学校（事務室）へご連絡ください。

○旧制度対象者

オンライン申請ができないため、申請書による提出が必要です。在学先の学校（事務室）へ連絡し、申請書をもらってください。

申請に必要なもの（別表もご参照ください。）

- ・保護者等の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・家計急変事由が確認できるもの（雇用保険受給資格者証・離職票・医師による診断書等）
- ・収入見込額が確認できるもの（会社発行の収入見込証明書・収入申告書等）

注意事項

- ・家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・申請方法は通常分と同様にオンライン申請システムから申請が可能です。**申請を希望される場合は、在学先の学校までご連絡ください。**

申請期限・給付予定時期

- ・7月1日以前に家計が急変した場合

申請期限 令和8年9月18日

給付予定時期 令和8年11月頃

※申請時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

- ・7月2日以降に家計が急変した場合

申請があった日の属する月の翌月（申請があった日が月の初日である場合は、申請があった月）以降の月数に応じて算定した額となりますので、7月2日以降に家計急変した場合は、すみやかに申請してください。

問い合わせ先

兵庫県立尼崎高等学校事務室 姫野、小田（電話：06-6401-0643 自動音声6番）

高校生等奨学給付金（家計急変）の申請に必要なもの

○家計急変事由が確認できるもの

対象となる家計急変事由			必要書類（原則第三者が発行したものに限る）
休職・離職	負傷、疾病により離職または休職し、その後90日以上就労が困難な場合		医師による診断書（就労不可90日以上） 離職・休職を証明する書類
離職	雇用保険加入者	雇用保険受給資格者証または離職票に記載の離職理由コードが、下記のいずれかに該当 11(1A) 解雇 12(1B) 天災そのほかやむを得ない理由により事業の継続が不可能 21(2A) 特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり） 22(2B) 特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満当更新明示あり） 23(2C) 特定理由の契約期間満了による離職 31(3A) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B) 事業移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C) 正当な理由のある自己都合退職 34(3D) 特定の正当な理由のある自己都合退職	雇用保険受給資格者証又は離職票（１・２）
	雇用保険非加入者	自己の責めに帰することのできない理由による離職 ※上記離職理由コードに相当すること	離職があったことを証明する書類 理由を証明する書類等
事業の廃止・休業	負傷疾病により事業を廃止または休業し、その後90日以上就労が困難な場合		医師による診断書（就労不可90日以上） 事業廃止に関する証明書 休業中であることを証明する書類
事業の廃止	自己の責めに帰することができない理由による事業の廃止		事業廃止に関する証明書 理由を証明する書類
役員の辞任	自己の責めに帰することができない理由による役員の辞任		医師による診断書 辞任したことを証明する書類 理由を証明する書類
被災	被災により就労が困難となった場合（地震・水害・火事等）		罹災証明書 医師による診断書・事業廃止に関する証明書等
離婚・死別	離婚や死別により保護者等が1名となった場合（離婚調停中・世帯分離は対象外）		離婚：離婚届受理証明等 死亡：戸籍謄本、戸籍抄本等

※家計急変による収入の減少状態が続いていることが条件です。
※上記のほかに別途書類等を求める場合があります。
※確認書類で不明な場合は、申請先にご確認ください。

○収入見込証明書等（保護者等全員分の証明が必要です。）

家計急変発生時期	収入証明期間
令和8年3月1日までに家計急変した場合	令和8年1月～12月分
令和8年3月2日～7月1日までに家計急変した場合	令和8年7月1日～令和9年6月分
令和8年7月2日以降に家計急変した場合	家計急変後1年間分